

75歳以上の方のみの世帯に消防職員が訪問します

高齢の方に安全に安心して暮らしていただくため消防職員が住宅を訪問し、防火についてアドバイスをを行います。

問 予防査察課 (☎238-6005 FAX228-8161)

高齢の方の暮らしの安全を守る防火訪問

住宅火災の死者のうち、高齢の方の占める割合が高いことから、住宅火災と住宅における救急事故防止のため、実施しています。

期間 6月～来年3月

詳しくはこちら↓



防火防災対策などに関するリーフレットをお渡しします。



予防査察課 職員

機器の販売や費用を請求することはありません。不審な業者の訪問にご注意ください。

住宅火災をなくすためのポイント



コンセントやプラグのほこりを掃除する



住宅用火災警報器を設置する



こんろの近くに可燃物は置かない



たばこの火は完全に消火する

身近な危険物 正しい知識で安全に使用しましょう

家庭にはさまざまな危険物があります。火気に近付いたり、取り扱いを誤ったりすると火災の原因になる場合があります。危険物に対する知識を持ち、適切に取り扱しましょう。

問 危険物保安課 (☎238-6006 FAX228-8161)

危険物とは、火災発生・拡大の危険性が大きいもので、身近なものでは、ガスボンベやスプレー缶、灯油、油性塗料などがあります。

家庭内で危険物の事故を防ぐポイント



不必要な火気は使わない



定期的に換気する



子どもの手の届かないところに置く



高温になるところには置かない

危険物事故の対策動画 YouTube で公開

動画 (QR コード) をご覧いただき、危険物事故の対策を確認してください。



動画はこちら↓

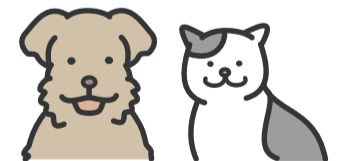


飼えなくなった犬猫はどうなるの？ 不幸な犬猫をゼロに



日本全国で収容された犬猫の多くは返還・譲渡されています。市では収容した犬猫について、愛情と責任を持って最期まで飼うことができる方へ譲渡しています。

問 動物指導センター (☎228-0168 FAX228-8156)



犬猫を譲渡しています (書類・面談審査あり)

電子申請か窓口で飼育希望の申請をしてください。

後日、希望に合う犬猫を紹介します。 ※譲渡会は行っていません。

詳しくはこちら→



犬猫を捨てることは犯罪です 最期まで責任を持って飼いましょう

犬猫を手放す事情はさまざまです。しかし、飼う前によく考えていれば、犬猫が不幸な生活を送り、手放されることはありません。

今飼っている方は、「最期まで飼う」「どうしても飼えない場合は自分で新しい飼い主を見つける」などしましょう。

飼い始める前に よく考えてほしいこと

- ペットを飼ってもいい住まいですか？
- ライフスタイルに合った種類や大きさですか？
- ペットにかかる費用を維持できますか？
- 毎日の世事に時間をかけられますか？
- 寿命を迎えるまで飼い続けることができますか？
- 家族全員の同意は得られていますか？
- 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？
- 安全で快適な飼育環境を用意できますか？